明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

三　前条第四号に掲げる施設等の整備又は管理に関する事業であって、当該施設等のうち壁（当該施設等と一体的に活用されることにより滞在の快適性等の向上に資する公共施設その他これに準ずる施設（以下この号において「滞在快適性等向上公共施設等」という。）に接している階にあり、かつ、滞在快適性等向上公共施設等に面する部分に限る。）の過半について、ガラスその他の透明な素材とすること、構造上開閉できるようにすること又は位置を後退させることにより、滞在快適性等向上区域内の歩行者に対する視覚的又は物理的な高い開放性を有するもの

（令第十九条の国土交通省令で定める要件）

第十二条の二　令第十九条の国土交通省令で定める要件は、同条に規定する看板及び広告塔から生ずる収益を一体型滞在快適性等向上事業に要する費用に充てることができると認められるものとする。　（新設）

（法第四十六条第十四項第二号イの国土交通省令で定める公園施設の種類）

第十二条の三　法第四十六条第十四項第二号イの国土交通省令で定める公園施設は、次に掲げるものとする。　（新設）

一　休養施設
二　遊戯施設
三　運動施設
四　教養施設
五　便益施設
六　都市公園法施行令第五条第八項に規定する施設のうち、展望台又は集会所

（滞在快適性等向上公園施設の種類）

第十二条の四　法第四十六条第十四項第二号ロの国土交通省令で定める公園施設は、前条各号に掲げるものであって、当該公園施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができると認められるものとする。　（新設）

（特定公園施設の種類）

第十二条の五　法第四十六条第十四項第二号ロ⑴の国土交通省令で定める公園施設は、滞在快適性等向上公園施設と一体的に整備することにより当該公園施設の効率的な整備が図られると認められるものとする。　（新設）

（法第四十六条第十四項第二号ロ⑷の国土交通省令で定める事項）

第十二条の六　法第四十六条第十四項第二号ロ⑷の国土交通省令で定める事項は、滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理により期待される効果その他の市町村が必要と認める事項とする。　（新設）

（滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理に係る公告）

第十二条の七　法第四十六条第十五項の規定による公告（同条第二十九項において準用する場合を含む。）は、同条第十四項第二号ロに掲げる事項を定める都市公園の名称並びに当該事項の案の縦覧の場所及び期間について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法で行うものとする。　（新設）

（滞在快適性等向上公園施設を設置することが都市公園の管理上適切でない場所）

第十二条の八　法第四十六条第十九項第一号の国土交通省令で定める場所は、次に掲げるものとする。　（新設）

一　法第四十六条第二項第六号の計画期間内において、国又は地方公共団体による使用が予定されている場所
二　その他国土交通大臣が定める場所